

## リデュース・リユース・リサイクル推進協議会規約

### 第1章<総則>

#### (名称)

第1条 本協議会は、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、限りある資源を大切にし、かけがえのない地球を環境悪化から守るため、広く国民に対し、リデュース・リユース・リサイクルの推進に関する啓発普及を行うことにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) リデュース・リユース・リサイクルに関する啓発普及活動
- (2) リデュース・リユース・リサイクル啓発普及活動に関する情報の交換
- (3) 前2項に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章<会員>

#### (会員)

第4条 協議会は、公益法人またはこれに類する団体で、協議会の趣旨に賛同した者をもって構成する。

#### (入会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

#### (退会)

第6条 会員が協議会を退会しようとするときは届け出なければならない。

#### (会費)

第7条 会員は総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

### 第3章<組織及び運営>

#### (会長)

第8条 協議会に会長1名を置く。

2. 会長は協議会を代表し会務を総括する。
3. 会長は総会において選任する。
4. 会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
5. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の指名した者がこれにあたる。

(総会)

第9条 協議会の議決機関として会員をもって構成する総会を開催し、会長等の選出、事業計画、予算・決算の承認、その他重要事項を審議し、議決する。

2. 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
3. 総会の議決は、書面での委任を含めて会員の半分以上が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。
4. 総会の議事録は事務局が作成し、議長及び議長が指名する議事録署名人がこれに記名押印する。
5. 会員の10分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったときには会長は総会を招集しなければならない。

(理事会)

第10条 協議会に理事会を置く。

2. 理事会は理事と会長をもって構成し、会務の執行を決定する。
3. 理事は総会において選任する。
4. 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 理事会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
6. 理事会の議決は、書面での委任を含めて理事の半数以上が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。
7. 理事会の議事録は事務局が作成し、議長及び議長が指名する議事録署名人がこれに記名押印する。

(アドバイザー)

第11条 協議会にアドバイザーを置く。

2. アドバイザーは、行政機関の職員のうちから会長がこれを委嘱する。
3. 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じてアドバイザーの意見を聞くことができる。

(委員会)

第12条 協議会の業務を処理するため、理事会の議を経て、必要に応じて委員会を設置する。

2. 委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局は、一般社団法人産業環境管理協会に委託する。

(会計年度及び監査)

第14条 協議会の会計年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 協議会に監事を置く。
3. 監事は総会において選任する。
4. 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 協議会は、年度が終了したときは、その年度の会計書類を整備し、監事の監査を経て

総会の承認を得なければならない。

#### 第4章<雑則>

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、理事会の決定するところによる。

#### 附則

本規約は、平成3年9月26日から施行する。

改定後の本規約は、平成14年6月6日から施行する。

改定後の本規約は、平成16年7月8日から施行する。

改定後の本規約は、平成19年7月3日から施行する。

改定後の本規約は、平成24年5月15日から施行する。

改定後の本規約は、平成25年5月28日から施行する。

改定後の本規約は、平成29年6月6日から施行する。